

北上市北上駅東口交流広場条例

(設置)

第1条 北上駅周辺における市民等の交流とにぎわいの創出を図るため、北上駅東口交流広場（以下「広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北上駅東口交流広場	北上市川岸一丁目11番32

(利用)

第3条 広場は、管理上必要がある場合を除き、広く一般に開放するものとする。

(使用の許可)

第4条 次に掲げる行為を目的として広場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 集会、展示会、興行その他の催しの開催をすること。
- (2) 物品の販売、募金その他の商行為をすること（前号に掲げるものを除く。）。
- (3) 業（報道を目的とするものを除く。）として写真、映画、テレビ等の撮影をすること。
- (4) その他広場の全部又は一部を独占した使用をすること。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

3 第1項の許可をする時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他広場の管理上支障があると認めるとき。

(使用の中止)

第5条 前条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を中止しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若

しくは使用の中止を命じ、又は使用の許可の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 広場の管理上必要があると認めたとき。
- (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(行為の禁止)

第7条 広場においては、広場の管理に支障のある行為をしてはならない。

- 2 市長は、広場内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の利用を禁止し、又はその者に対し、広場からの退去を命ずることができる。

(使用料)

第8条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する使用料は、許可と同時に徴収する。

(使用料の減免)

第9条 市長は、第4条第1項各号の行為について許可をするときは、別表第2に定めるところにより使用料（別表第1備考に規定する電気設備の使用に係るもの）を減額し、又は免除することができる。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第11条 市長は、第15条の規定により指定管理者を指定したときは、第8条に規定する使用料を利用料金として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の規定により、当該施設の指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 第8条から前条までの規定は、前項の規定により使用料を利用料金として指定管理者の収入として收受させる場合に準用する。この場合において、第9条及び前条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の利用料金の額は、第8条の規定にかかわらず、別表第1に定める範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 4 市長は、前項の規定により利用料金の額を承認したときは、告示しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

第6条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられ、又は使用の許可の条件を変更されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第14条 広場の施設又は設備等に損害を与えた者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第15条 広場の管理は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。
- 3 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、第1条の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。
 - (1) 市民の平等利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮するとともに効率的な管理が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書に基づき、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
 - (4) サービスの向上が図られること。

(指定管理者の指定等の告示)

第16条 市長は、法第244条の2第3項又は第11項の規定により、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行う広場の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 広場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。この場合において、第4条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- (1) 第4条から第6条までの規定による使用の許可等に関すること。

- (2) 第7条の規定による行為の禁止に関すること。
- (3) 広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 広場の施設の活用に関すること。
- (5) その他市長が定める業務

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次に掲げる事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用の状況
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他市長が必要があると認めた事項

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ資料の提出を求めることができる。

(補則)

第20条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、第15条の規定は令和6年4月1日から、次項から第4項までの規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の実施に必要な使用の許可は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 この条例の実施に必要な指定管理者の指定の手続及び当該指定の告示は、第15条の規定の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

4 第15条の規定の施行の際、市長が行った許可で現にその効力を有するものは、指定管理者が行った許可とみなす。

別表第1（第8条関係）

区分	単位	使用料
集会、展示会、興行その他の催しの開催	1件1日	12,000円
物品の販売、募金その他の商行為（第4条第1項第1号に掲げるものを除く。）	1件1日	5,000円
業（報道を目的とする者を除く。）としての写真、映画、テレビ等の撮影	1件1日	500円

その他広場の全部又は一部を独占した使用	1件1日	12,000円
---------------------	------	---------

備考 電気設備を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に1箇所1日当たり500円を加算した額とする。

別表第2（第9条関係）

減免基準	減免率 (%)
1 北上市が主催する事業に使用するとき。	100
2 市内の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する保育所、幼稚園、認定こども園若しくは地域型保育事業を行う施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に規定する施設、学童保育所、小学校又は中学校が教育又は保育等の活動のために使用するとき。	
3 市内の地域住民がコミュニティ活動に使用するとき。	
4 市内のスポーツ少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会その他の少年団体が団体活動のために使用するとき。	
5 市内に居住する障がい者及び障がい者で構成する団体が使用するとき。	
6 北上市が共催する事業に使用するとき。	50
7 市内の高等学校及び専門学校等が教育活動のために使用するとき。	
8 市内の農業団体及び商工団体が産業振興を目的とした活動に使用するとき。	
9 北上市芸術文化協会又は北上市芸術文化協会の加盟団体が芸術文化の発表又は展示に使用するとき。	
10 北上市教育委員会が認める社会教育関係団体が社会教育活動に使用するとき。	
11 その他市長が別に定める市内の団体が公共又は公益を目的とした活動に使用するとき。	

令和5年8月31日提出

北上市長 八重樫 浩文

提案理由

北上駅周辺における市民等の交流とにぎわいの創出を図るため、北上駅東口交流広場を設置しようとするものである。